

金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則

平 7 . 12 . 12 制 定
平10. 6 . 19一部改正
平17. 6 . 27一部改正
平19. 8 . 28一部改正
平21. 2 . 25一部改正
平24. 11. 22一部改正

(目 的)

第1条 この規則は、会員の金融先物取引業の業務（以下「金融先物取引業務」という。）に関し、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会の規則（以下「法令諸規則」という。）を遵守する内部管理体制を整備し、投資者の保護と業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部管理担当役員等 会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する役員又は同業務を統括する者をいう。
- (2) 金融先物取引 定款第2条の2第1号に規定する金融先物取引をいう。
- (3) 取引所金融先物取引 定款第2条の2第2号に規定する取引所金融先物取引をいう。
- (4) 店頭金融先物取引 定款第2条の2第3号に規定する店頭金融先物取引をいう。
- (5) 海外金融先物取引 定款第2条の2第4号に規定する海外金融先物取引をいう。
- (6) 金融先物取引等 金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為をいう。
 - ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (7) 金融先物取引業 定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。

(内部管理体制の整備)

第3条 会員は、会員の金融先物取引等の勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務が法令諸規則を遵守して適正に行われるよう内部管理体制の整備に努め、法令諸規則に違反する事案が生じた場合には、法令諸規則に照らし適正に処理するものとする。

(内部管理担当役員等の責務)

第4条 会員の内部管理担当役員等は、会員の金融先物取引等の勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務が法令諸規則を遵守して適正に行われるよう当該業務に従事する役員又は従業員を指導、監督するものとする。

内部管理責任者等規則

(内部管理責任者の設置)

第5条 会員は、会員の金融先物取引業務の内部管理に従事する役職者（原則として、課長又は課長相当職以上の者とする。）のうちから内部管理責任者を任命するものとする。

2 会員は、会員の金融先物取引業務に関する営業部門、顧客管理部門等の組織の状況及び取扱業務量等を勘案して、当該業務の内部管理が適確に行われるよう内部管理責任者の定数及びその分担を定めるものとする。

3 内部管理責任者には、本協会が実施する内部管理責任者資格試験の合格者を充てるものとする。

(内部管理責任者の責務)

第6条 内部管理責任者は、会員の金融先物取引業務が法令諸規則を遵守して適正に遂行されているか常時監査する等適切な内部管理を行うものとする。

2 内部管理責任者は、会員の金融先物取引等の勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理担当役員等に報告し、その指示を受けるものとする。

(協会への報告)

第7条 会員は、毎年9月末日及び3月末日現在における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の名簿を作成し、本協会に報告するものとする。

(細目)

第8条 第5条第3項の内部管理責任者資格試験の細目その他本規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

2 会員は、平成10年3月31日現在において内部管理責任者の地位にある者については、その者が第5条第3項に定める資格要件を満たしていない場合でも、平成11年3月31日までの間は、内部管理責任者の地位に置くことができる。

附 則 (平10.6.19一部改正)

この改正は、平成10年6月22日から施行する。

(注) 改正条項は、第2条。

附 則 (平17.6.27一部改正)

この改正は、平成17年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、第1条から第4条及び第6条第2項。

附 則（平 19. 8. 28 一部改正）

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 1 条を改正。
- （2） 第 2 条第 2 項及び第 3 項を新設。
- （3） 第 3 条及び第 4 条並びに第 6 条第 2 項を改正。

附 則（平 21. 2. 25 一部改正）

1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 会員が施行日以後に内部管理責任者を任命する場合において、その者が第 5 条第 3 項に定める資格要件を満たしていないときは、任命の日から 6 月以内に当該資格を取得させるものとする。

3 施行日前に内部管理責任者に任命された者のうち、第 5 条第 3 項に定める資格要件を満たしていない者は、任命の日から 1 年が経過する日又は平成 21 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに当該資格を取得すものとする。ただし、当該任命の日から 1 年が経過する日が平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に到来する者は、平成 21 年 6 月 30 日までに当該資格を取得すものとする。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 7 条を改正。
- （2） 制定附則 3 を削る。

附 則（平 24. 11. 22 一部改正）

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、第 2 条。